

令和4年3月18日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和4年3月18日(金) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	河田 数明
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開 会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めまして、お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、議案第21号、多度津町副町長の選任についてが追加提出されておりますので、ご報告致します。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、9番 小川 保 君、13番 尾崎 忠義 君を指名致します。

日程第2. 委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載しておりますので、よろしくお願ひ致します。

去る3月9日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長、金井 浩三 君。

総務教育常任委員会委員長（金井 浩三）

お早うございます。

それでは、ただいまより総務教育常任委員会結果報告について、令和4年3月9日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号 多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

議案第2号 多度津町地域交流センター条例の制定について。

議案第3号 多度津町役場駐車場条例の制定について。

議案第4号 多度津町個人情報保護条例の一部改正について。

議案第5号 多度津町公告式条例の一部改正について。

議案第6号 多度津町立学校条例の一部改正について

議案第7号 令和3年度多度津町一般会計補正予算（第6号）。

議案第8号 令和3年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）。

議案第9号 令和3年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第2号）。

議案第10号 令和3年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）。

- 議案第11号 令和3年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）。
- 議案第12号 令和3年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。
- 議案第13号 令和4年度多度津町一般会計予算。
- 議案第14号 令和4年度多度津町特別会計国民健康保険予算。
- 議案第15号 令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算。
- 議案第16号 令和4年度多度津町特別会計公共下水道予算。
- 議案第17号 令和4年度多度津町特別会計介護保険事業予算。
- 議案第18号 令和4年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算。
- 議案第19号 丸亀市との定住自立圏形成協定の変更について審議の結果。

議案第1号から議案第19号について、委員、傍聴議員より、

- 一つ、選挙運動の公費負担での選挙ポスター費用は525円で98ヶ所分となっているが、破損や棄損の枚数も金額に入るのか。燃料代の7,560円は1日だけなのか、トータルなのか。また、選挙運動用自動車については64,500円ということで2種類あるが、レンタカーも含まれるのか説明してもらいたい。
- 一つ、駐車場条例の「損害賠償の義務」の項目に、全部または一部を免除する規定があるが、監視カメラの設置や車止めとか落下防止策を考えているのか。当て逃げなどの事故を解明するためにも監視カメラは設置してもらいたい。
- 一つ、損害賠償の義務の中に「町長が特別な理由があると認めるとき」とあるが、どういうことがあるのか。
- 一つ、立体駐車場には泡消火設備が設置されており、誤作動で泡が車体に付着すると賠償問題が発生するが、その場合には一部を負担するのか。
- 一つ、地域交流センターの休館日が毎月第3日曜日とあるが、意図はどこにあるのか。働いている人のためにも町側の都合で日曜日を休館とせず、利用者優先で考えてもらいたい。
- 一つ、公告式条例に「町長印を押さなければならない」とあるが、昨今の印鑑省略という傾向の中で、どういう考えなのか。
- 一つ、白方幼稚園閉園に係る教育委員会の議論の経過を教えてください。
- 一つ、3年度会計の環境性能割交付金を100万円減額補正しており、前年度と比べて著しく下がっている理由を説明してもらいたい。
- 一つ、地方交付税が前年度と比べて3億円程度上がっているが、説明してもらいたい。
- 一つ、労働費が以前と比べて下がっているが、説明してもらいたい。
- 一つ、各課の職員手当を減額しているが、テレワークなどの在宅勤務の影響

によるものなのか。在宅勤務をするのであれば、要領・要綱などの法的根拠や明確なルール作りが必要ではないのか。また、何人が在宅勤務をしているのか。

- 一つ、住民税非課税世帯への給付金の申請書は高齢者には記入が難しいということだが、スムーズに実施できているのか。
- 一つ、寄附金のふるさと納税を6千万円減額しているが、見込み違いなのか。次年度はどういう金額にするのか。
- 一つ、以前に補正した旧跨線橋撤去工事の9千万円はJRと交渉して安くすることだったが、工事は既に終わっているので実際の金額を教えてください。
- 一つ、庁舎建設事業の土地購入費を700万円減額しているが、土地買収はすべて出来たのか。
- 一つ、ジェネリック薬品を利用したり、入院日数が減少しているにも拘らず、国保会計の療養給付費を3千万円と高額療養費を1千万円増額補正するなど毎年増えているのは何故なのか説明してもらいたい。また、医療費が多いものは何になるのか。
- 一つ、介護保険会計の保険給付費を1千万減額しているのは、通所サービスを控えているからなのか、他に原因があるのか教えてください。
- 一つ、4年度予算の総務費の光熱水費が252万円で前年度から500万円減少し、燃料費が前年度の182万2千円からゼロになった理由を説明してもらいたい。
- 一つ、総務費のエレベーター保守点検委託料が241万3千円で前年度よりも増額しているが、新設の場合はメンテナンス料が安くなるのでないか。
- 一つ、合田邸維持管理業務委託料について、詳細を説明してもらいたい。今後の予算や維持費はどうなるのか、また、合田邸をどういう風に活用するのか教えてください。
- 一つ、総務費のパーク&ライド設備工事費約700万円は何をするのか。予算をかけても元がとれるのか。
- 一つ、児童保育費に施設運営費補助金が計上されているが、保育士に月9千円の賃上げをしているのか。
- 一つ、企画費の使用料及び賃借料に「その他」としては多額の241万円を計上している説明と多度津駅バリアフリー化設備等整備事業費が計上されていない理由を説明してもらいたい。
- 一つ、町民会館で約3,880万円、資料館で約1,630万円、スポーツセンターで約2,200万円の指定管理料が計上されているが、修理などの維持管理も含まれるのか。財団の職員数も多く、施設の管理をしながらこの予算

でやっていけるのか。

- 一つ、総合福祉センター費の光熱費などの需用費が130万円、委託料が215万1千円と前年度に比べて減額しているが、根拠を説明してもらいたい。
- 一つ、JR構内給水塔仮置きによる土地使用料2万3千円は、どういう内容でどのくらいの期間を予定しているのか。また、この給水塔に文化的価値はあるのか。
- 一つ、農業振興費の補助金が約4,900万円と前年度に比べて約1,100万円減額しており、「さぬき産フルーツ生産拡大事業」などの項目がなくなっているのは該当者がいないのか。
- 一つ、農業用再生水管理費が約330万円と前年度に比べて約2,170万円減額しているが、再生水の事業が縮小したことによるものなのか。
- 一つ、幼稚園統合に関する予算が入っていないが、6月頃に予定されている報告の後に何らかの方針を立てて予算を計上するのか。
- 一つ、庁舎建設費の建設工事関連委託料800万円の説明をしてもらいたい。
- 一つ、土木費の下水道会計繰出金が約4億5,500万円と前年度に比べて約1億8,300万円増額しているが、理由を説明してもらいたい。
- 一つ、当初予算全体の中で需用費などが減少しているのは、予算編成をする上でコントロールしたものなのか。
- 一つ、土木総務費の委託料は約163万9千円と前年度に比べて約300万円減額しているが、理由を説明してもらいたい。
- 一つ、土木費の道路維持管理費を前年度に比べて約300万円減額しているが、毎年不足しているのではないか。
- 一つ、町営住宅の管理費と整備事業費が前年度並みの約7,700万円計上されているが、総務課の長寿命化計画と相反しているのではないか。
- 一つ、母子福祉費の「香川県ひとり親家庭学習支援員派遣事業等負担金」は以前からあったものなのか、内容を説明してもらいたい。
- 一つ、3年度にあった新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、4年度分は未定だと思うが、今から実施する新規事業にのみ交付金をもらえるのか、既に計画があったとしても交付金を待つと事業を実施すると遅れることになるのではないか。
- 一つ、旧学校給食共同調理場管理費で92万2千円が計上されているが、現状と施設の利用をどう考えているのか教えてもらいたい。
- 一つ、防災費の家具類転倒防止対策促進事業補助金で20万円が計上されているが、どういったものを考えているのか教えてもらいたい。補助の上限はあるのか。
- 一つ、町民会館指定管理料約3,880万円が計上されているが、前年度よりも約

1千万円減額した理由を教えてください。

- 一つ、スポーツセンター管理費約3,380万円が計上されており、体育館の耐震診断をすることだが、I s 値の結果が悪い場合はどうするのか。
 - 一つ、中央公民館が使用出来なくなることだが、どこに持っていくのか教えてください。将来的に建て替えをする計画はあるのか。
 - 一つ、現庁舎に残る備品類の処分はどうするのか。自治会が必要としたら譲渡できるのか、町民にも還元できるように自治会長に知らせたらどうか。
 - 一つ、6月の新庁舎移転までの3ヶ月間の警備などの予算は計上しているのか。セキュリティが必要な個人情報の盗難対策はどうするのか。
 - 一つ、介護保険会計の中で介護士への月9千円の賃上げは、予算に入っているのか。
 - 一つ、地域密着型介護予防サービス給付費を550万円計上しているが、前年度から2倍以上になっているのは何か特別なことをするのか。
 - 一つ、居宅介護住宅改修費で420万円の予算が毎年計上されているが、これを上限として決めているのか。
 - 一つ、介護予防・生活支援サービス事業費を前年度に比べて440万円減額している理由を教えてください。将来的に介護保険料の値上がりに繋がるのでないのか。
 - 一つ、特定入所者介護サービス費負担金を前年度に比べて約2,000万円減額している理由を教えてください。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、公費負担の選挙ポスター費用には予備の分までは入らず、実数になっており、燃料代は1日に7,560円で5日分が該当する。選挙運動用自動車費用はタクシー等の借り上げが1日に64,500円ということで、もう1種類はカーリースやレンタカーということである。
 - 一つ、駐車場への監視カメラ設置は考えていない。車止めも落下防止柵も設置しており、破損があれば状況により対応するということである。
 - 一つ、「特別な理由」については現時点で具体的な想定をしていないが、不可抗力によるもので免除が可能なケースもあることから規定している。また、町と関連する事業で発生した場合も考えられる。
 - 一つ、駐車場条例には記載がないが、泡消火設備等の誤作動での車両の損害は保険で賠償することになる。
 - 一つ、地域交流センターは未使用の状態での保守点検が必要なので、毎月第3日曜日を原則休館としたが、イベントでの使用など「町長が特に必要があると認めるとき」に該当し、特に支障がない場合は開館すること

- は可能なので、住民の声を聞いて対応を検討したい。
- 一つ、個人の申請書等への押印廃止は主流になっているが、町長が公に向けて発令する正式文書については押印して公告する予定である。
 - 一つ、教育委員会では検討委員会の中で少子化が進む幼稚園の適正規模や配置を議論して4園を1園に再編する方針を決定し、白方幼稚園では今後も1クラス6人の必要人数が見込めないことから閉園することになったが、保護者には丁寧に説明した上で理解してもらっている。
 - 一つ、環境性能割交付金は 従前の自動車取得税交付金に当たるもので、予算を補正するのは消費税導入に伴う景気対策などの税制改正により大きく変化するためである。
 - 一つ、7月に18億3千万円程度の地方交付税の交付決定がされたが、その後国に国の税収が増えたことにより、例年よりも決定額が約1億5千万円ほど大きく増額されることになったためである。
 - 一つ、労働費が減少しているのは、勤労者福祉資金貸付金1,500万円を計上しなくなったことによるものである。
 - 一つ、各課の職員手当が減少したのは、人事院勧告で期末手当を減額したことが大きな要因である。在宅勤務はコロナ禍で不要な接触機会を避けるために可能な部署で試行をしているが、要綱や要領策定は検討したい。会計年度任用職員も含めて延べ40人が在宅勤務を試行している。
 - 一つ、給付金の申請書の文字が小さく高齢者には記入が難しい部分もあるが、コールセンターや窓口の職員が対応して問題なく順調に出来ている。
 - 一つ、ふるさと納税は実績に基づいて減額補正をしているが、4年度の当初予算については、実績だけではなく返礼品の支払いを加味しているので3年度と同額としている。
 - 一つ、旧跨線橋はJ Rと8,749万4千円で協定を結んで既に撤去工事を終えており、最終的な金額は出ていないが、6,951万7,214円と聞いている。
 - 一つ、土地購入費の減額は倉庫棟の用地のものであり、道路用地で買収を予定している27筆のうちの25筆は契約が最終段階であり、残りの2筆も代替え地が必要であるが了承してもらっている。
 - 一つ、直近3年の12月診療分は約7,500件で、70歳から74歳までの2割負担である団塊世代の人数が増えて1人当たりの保険者負担分とともに医療技術の進歩による高額医療の件数も年々増えているので医療費は増加しており、中でも循環器・癌・精神などが多くなっている。
 - 一つ、特定入所者介護サービス費の減額は、介護施設入所者のうちの低所得者の居住費と食費の軽減を保険給付費で賄う部分が法改正により変更

したことによるものである。

- 一つ、総務費の光熱水費252万円は現庁舎分の予算であり、新庁舎分の予算は新庁舎管理費として1,625万1千円を計上している。燃料費は公用車のガソリン代であり、事業を分けて公用車管理費で185万6千円を計上している。
- 一つ、新庁舎ではエレベーターを3基に増設しているが、保守点検委託料の支払いは7月から発生することになる。
- 一つ、維持管理業務委託料は合田邸の清掃や軽微な補修を行なってもらうもので、合田邸ファンクラブに委託を予定しており、また、その他に地質調査で約330万円と検討計画で約150万円の委託料を計上している。検討委員会で今後の利活用を検討しているので、保全活用の計画が決定すれば説明をしたい。
- 一つ、設備工事費の約700万円はパーク&ライド駐車場に接する町道の拡張や雨水排水路の工事が予定されていることから、パーク&ライド入口の料金ゲートを移設して区画の効率を良くするものである。減価償却をしても将来的には回収ができる見込みである。
- 一つ、施設運営費補助金は施設割と園児割で交付しているもので、保育士への賃上げは保育士等処遇改善臨時特例事業交付金で対応している。
- 一つ、使用料241万円のうち238万円は「まちのコイン」のシステム利用料で、あとは移住者との繋がりを作る「スマウト・サービス」の利用料である。また、多度津駅バリアフリー化設備等整備事業は繰越事業にしている。
- 一つ、町民会館・資料館・スポーツセンターの指定管理料には、日常の施設の管理と簡易な30万円程度の修繕を含んでいるが、体育館の耐震診断は含んでいない。夜間などはシルバー人材センターに委託している。
- 一つ、新庁舎移転までの間は、総合福祉センターの機能を維持するために需用費などは4ヶ月分の予算を計上しており、保守点検料などは建物が残っている限り年間を通した予算としている。
- 一つ、JRの土地使用料は譲渡された古い給水塔を仮置きしているもので、駅周辺開発に伴うSLモニュメントの展示物として移設するまでの期間を予定している。当該給水塔は登録有形文化財であった。
- 一つ、農業振興費の補助金については制度の名称変更されることが多くあり、補助金を減額するのは3年度の施設補助と機械補助が減少したことや4年度における若手就農者を対象にした施設補助である「かがわ園芸産地生産力強化対策事業補助金」の申請数の減少を見込んでいることによるものである。

- 一つ、農業用再生水管理費の減額については、4G方式の「ため池配水メール通報システム」の改造業務が完了したことによるものである。
- 一つ、幼稚園統合に関する事業計画を作成したのちに議会に諮り、今年度を実施する部分については補正予算で対応したい。
- 一つ、建設工事関連委託料は、別棟の倉庫棟の設計費用である。
- 一つ、下水道会計繰出金については、前年度までは当初予算に全額を計上せずに増額補正で対応していたが、全額を計上すべきと判断したことから約2億円多くなっている。
- 一つ、需用費が減少しているのは、予算編成をする上で歳入と歳出の差が大きかったため、各課の査定で消耗品費を1割減としたことによる。
- 一つ、土木総務費委託料の減額は、開通式典などの業務がなくなったことによるものである。
- 一つ、道路維持管理費については、緊急的に行なうものなので当初予算が不足した場合には補正対応をしている。
- 一つ、町営住宅には総務課とは別の長寿命化計画があり、本年度は堀江条六住宅を改修した上で使用を継続することとしている。総務課としては残すべき町営住宅を修繕するものなので、建設課と考え方が違うとは思っていない。
- 一つ、「香川県ひとり親 家庭学習 支援員 派遣事業」は県の事業であるが、ひとり親の家庭で学習支援が必要な世帯での虐待の恐れを危惧して見守りも兼ねている事業である。
- 一つ、4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は未定であるが、当初予算に組んでいても振り替えることは可能であり、コロナ対策に値するかどうかで判断されることになる。年末頃に決定された約1億3千万円のうちの約3,400万円は「子育て世帯への臨時特別給付金」や「住民税非課税世帯等給付金」事業の3年度で執行するが、残りの予算は国が4年度に繰り越しているので今後検討して活用したい。
- 一つ、旧学校給食共同調理場管理費は電気・警備・消防用設備等の保守や樹木の管理委託料であるが、今後の利用方法は決まっていないので、町の公共施設再編プロジェクトチームで検討したい。
- 一つ、家具類転倒防止対策促進事業では、地震対策として食器棚の天板と天井を固定する突っ張り器具やL字型の固定金具を購入して設置した写真と領収書の提出で補助金を交付しており、上限額は1万円になる。
- 一つ、町民会館指定管理料の減額は、財団全体での事務局職員の振り分けの関係により人件費が変わったものと思われる。
- 一つ、今回の体育館の耐震診断では結果次第にはなるが、耐震補強計画の提

出も含まれており、補強が出来ない場合は建て替えになる。

一つ、新庁舎移転後に中央公民館と福祉センターは使用出来なくなるので、利用団体のほとんどは地域交流センターに移ってもらい、7団体は本通分館で、2団体は豊原公民館で活動を継続してもらおうこととしている。中央公民館の建て替えはしない考えである。

一つ、現庁舎の備品類のうち、使えるものは財団や社協など町組織の中で移管したいと考えているが、別の案としてリサイクル業者にゼロに近い金額で処分する方法も考えている。自治会への譲渡は今後検討したい。

一つ、建物外側の警備はないが、4月からはセキュリティに入ることにしており、個人情報の搬入は開庁直前を予定している。

一つ、介護士の賃上げ分については、介護報酬を決める時に処遇改善分を考慮したサービス費の単価を決めており、給付費に加算している。

一つ、地域密着型介護予防サービス給付費の主な増額要因は、グループホームに介護支援者が入るようになったことによるものである。

一つ、居宅介護住宅改修費の420万円は上限ではなく、住宅改修に係る20万円のうちの18万円が償還払いになるが、件数にバラつきがあり読めない部分があるための措置である。

一つ、介護予防・生活支援サービス事業費の減額については、主には要支援者が受けるデイサービスの給付である通所介護相当サービス事業負担金を減額することによるもので、介護保険料の値上がりに繋がるものではない。

一つ、特定入所者介護サービス費負担金の減額については、法改正によるものであり、実績に基づいて補正対応する予定としている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から議案第19号までについては、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他2件の報告があった。以上です。

議長（村井 勉）

これをもって、総務教育常任委員会委員長報告は終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、3月9日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、尾崎 忠義君。

建設産業民生常任委員会委員長（尾崎 忠義）

お早うございます。

令和4年3月9日に開催致しました建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり、報告を致します。

審議事項。

請願第1号 香川県に「主要農作物種子条例制定を求める意見書」の提出を求める請願。

議案第2号 国立病院の機能強化を求める請願書。

これについて、審議結果を申し上げます。

請願第1号及び議案第2号について委員、傍聴議員より、

- 一つ、15年位前に国の政策として新品種販売などの特定の作物の場合は、知事が特例措置として農林水産省が認めるとされているので、香川県が種子条例を制定することが必要でないかと思う。
- 一つ、種子法廃止時の経緯が香川県のホームページにも掲載されているが、その時にも条例制定を求める声があったものの県には要領があるので条例制定は不要という判断をしている。それは香川県にはJAが1つしかなくて、県とJAの考えがイコールであるから必要ないというものであり、要領の内容は各県の条例とほぼ同等になっている。ゲノム編集等については県レベルの話ではなく、国が考えるべきものなので、この意見書のままで提出するのは反対である。
- 一つ、請願第1号のうちの3番の記載については1番・2番の内容から相反しており、意見書の完全性には疑問符がつくので、今後は改正種苗法なども確認した上で、もう少し検討したら良いのではないかと思う。
- 一つ、日本の農業はこのままで大丈夫なのかということや主要農産物である米や麦などの命を繋ぐ食が大丈夫なのかということに加えて、これまでは気候風土にあった多様性に富んだ種子を開発してきたことが、民間企業が参入することにより大事なものが損なわれる恐れがあるので請願第1号に賛成である。
- 一つ、請願第1号の趣旨には賛同するが、「十分な議論がないまま」という記載については異論があり、また、請願者の3名は消費者で生産者が入っていないので、日本政府に「物申す」という表現のままで意見書を提出するのは反対である。
- 一つ、請願第1号については、継続して審査した方が良いのではないか。
- 一つ、夜間救急などの国立病院での医師・看護師などのスタッフ不足の問題については他の病院とは大きく違うことから、国立病院の機能強化は必要だと思うので、請願第2号に賛成である。
- 一つ、新型コロナ患者の受け入れにより国立病院が疲弊していることを知らなかったが、医師不足・物品欠乏やスタッフの負担が大きくなっている問題は

国の責任であると思うので、請願第2号に賛成する。

一つ、パソコンなどのIT化が進んで年配看護師が事務に追いつけなかったり、看護学校を出たばかりの職員は夜勤勤務をしないと正規職員になれないということも聞いており、国立病院の現場は過酷で疲弊しているので、請願第2号に賛成する。

以上のような意見が出され、採決の結果、請願第1号については継続審査とすることを可決し、請願第2号については、委員会として原案を可決した。

またその他と致しまして、執行部より他2件の報告がありました。以上でございます。

議長（村井 勉）

これをもって、建設産業民生常任委員会委員長報告は終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の請願審査の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

日程第3. 議案第1号、多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、多度津町地域交流センター条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、多度津町役場駐車場条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、多度津町個人情報保護条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第7. 議案第5号、多度津町公告式条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第8. 議案第6号、多度津町立学校条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員 (尾崎 忠義)

13番、尾崎忠義でございます。私は、令和4年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、議案第6号、多度津町立学校条例の一部改正について次の点で反対討論を致します。この条例は、令和4年4月1日から多度津町立学校条例の一部改正として設置について白方幼稚園を削除し、存続を認めないで町内幼稚園を多度津幼稚園、豊原幼稚園、四箇幼稚園の3園にするものであります。学校や幼稚園、保育所がなくなったら、地域がなくなると言われるぐらい、白方幼稚園は、白方地域にとって大切なものであります。特に幼児教育の拠点施設としての幼稚園や児童教育の拠点施設としての学校があれば、地区住民が地域にとどまったり、集まってきたりします。地元園、学校の繋がりは、地域の生き生きとしたコミュニティーを作り出します。教職員や生徒、児童は地域の文化の優れた担い手であり、また教職員の購買能力、給食や工事の発注など地域経済にとっても重要であります。幼児教育施設は、幾重にも地域の核というべき教育施設なので、地域の子育て、地域の存続に深く関わっております。そこで閉園となれば、当白方地区の児童は他地区へ転園しなければならず、校区変更による送迎手段はマイカーしかなく、共働き家庭や子どもの多い家庭等は時間的に経済的に保護者負担増となり、園児の心理的影響やストレスも大きいこと。また、3年間、他地区園に通園しても卒園すれば地元の小学校に転校通学することで友達関係などが絶たれ、希薄になり、精神的に不安定になること。また、保護者にとっては、通園、通学の実行がなくなること。等から、私は施設、場所、名称を削除して廃止するのではなく、白方幼稚園としての教育施設を存続させ、白方地区内に住む若い世代が安心して地域で子育て定住できるようにすべきであります。また、間もなく白方地区に浜街道が全線開通し、県道多度津、丸亀線も工事が開始され、丸亀～多度津～奥白方～見立間も開通の見込みもあり、道路アクセス網も整備され便利になります。また、白方地区は、海、山、水、田畑、川、古からの遺跡、史跡、また予讃線の海岸寺駅の鉄道もあり、肥沃な安山岩土壌で栽培される野菜、果物栽培も地域で体験できます。幼児、学校教育に必要な自然環境が整っている白方地区こそ、幼児の自然環境体験学習に相応しく、今後幼稚園の全町1園化にする計画があるのであれば、白方地区に誘致し

て、スクールバスやコミュニティバスなどの運行で送迎するなど安全・安心の幼児教育の拠点として存続させ、また、教育に里親制度を取り入れるなど、定住、移住人口を立地条件の良い場所として白方地区の地域振興を図り、町の教育センターとして中心的役割を果たし、地域間交流を活発化し、存続させるべきだと考えます。また、昨日の3月17日（木）に白方幼稚園の閉園式のセレモニーが行われましたが、翌18日（金）、今日の3月議会での議決を待たずに実施されました。事情を聞きますと保護者の意見や卒園式及び町のスケジュール的なもので決めたという事でございますが、本来ならば3月議会本会議での議決後に実施すべきであるのにも関わらず、事前に実施して、「閉園式は、日程上やむを得ない」ということでは、議会軽視の悪い前例を作ってしまったことに対し、私は、強く抗議をするものであります。したがって、以上のことから、議案第6号「多度津町立学校条例の一部改正について」は、反対せざるを得ないので、反対を致します。以上。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

他にないようですので、これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（村井 勉）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、令和3年度多度津町一般会計補正予算（第6号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算(第3号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第11. 議案第9号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算(第2号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第12. 議案第10号、令和3年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第3号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第13. 議案第11号、令和3年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算(第3号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第14. 議案第12号、令和3年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算(第1号)を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第15. 議案第13号、令和4年度多度津町一般会計予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

13番、尾崎忠義でございます。私は、令和4年3月多度津町議会第1回定例

会におきまして、議案第13号、令和4年度多度津町一般会計予算について次の点で反対討論を致します。2022年3月3日は、全国水平社が創立されてから100周年となり、大正11年3月3日の創立大会では、「水平社宣言」が採択されました。当時から天皇制国家による地域支配構造、そして「部落、内部も含めた古い社会構造が依然として、大きな壁として部落問題を阻んでいました。それが100年前の「全国水平社」創立期の日本社会だった訳であります。前近代の身分という「歴史」にその強固な「根」をもつ、近代日本の人権に関わる深刻な社会問題としての部落問題を長い年月を要しながらも、日本社会は解決してまいりました。20世紀後半の高度経済成長期を中心とした社会構造の変化とともに部落問題解決を目指す無数の人々の努力が、この解決を可能にしました。部落問題解決にむけた歴史的な画期的な重要な1つが100年前の「全国水平社」創立でございました。それ以来「部落」内外の人々の部落問題解決に向けた努力と営みは、様々な紆余曲折を経て、思考錯誤も経験してまいりました。八鹿高校事件（1974年）を頂点とする暴力と排外主義を克服し、新たな部落問題解決理論も提起されて「国民融合」を目指し、これを基本的に達成したのであります。昨今の「差別」と「分断」を凶ろうとする政治的社会的動向に対して、それを許さない様々な運動が国内外で展開される中で、部落問題解決の経験から学ぶものは、多いのではないのでしょうか。「全国水平社100年」がそうした、日本社会の歴史的財産、つまり部落問題解決の歴史的経験を顧みる契機となることが、今、強く求められております。そこで、この令和4年度一般会計予算には、特別対策としての同和予算が、合計208万7,000円含まれており、したがって、この金額は「町の電動レンタサイクルの実施と脱炭素省エネコミュニティバス等の運行の取組」で町外からの来訪者が古い町並みや歴史的文化財、町の景観など、町内を自由に散策でき、交流人口を増やすことや、「ゼロカーボンシティ」への取組として、町内循環型脱炭素省エネコミュニティバスの運行で交通弱者の足を守り、健康増進、福祉の向上、町民の移動支援事業に使うなど、改善すべき点があるので、したがって、議案第13号、令和4年度多度津町一般会計予算については、反対を致します。以上。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

他にないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、議案第13号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（村井 勉）

有難うございます。起立多数です。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第16. 議案第14号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第14号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第17. 議案第15号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第15号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第18.議案第16号、令和4年度多度津町特別会計公共下水道予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第16号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第19.議案第17号、令和4年度多度津町特別会計介護保険事業予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第17号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第20. 議案第18号、令和4年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第18号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第 21. 議案第 19 号、丸亀市との定住自立圏形成協定の変更についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第19号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第22.議案第21号、多度津町副町長の選任についてを議題と致します。
提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾町長。

町長(丸尾 幸雄)

多度津町副町長の選任についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、多度津町副町長としてご活躍頂いております、秋山 俊次氏から、地方自治法第165条第2項の規定に基づき、令和4年3月31日をもって辞任したい旨の届出がありました。

つきましては、令和4年4月1日から後任として、多度津町副町長に 岡部 登氏を選任致したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、昭和59年に本町職員となり、住民課、福祉保健課、税務課、総務課、町長公室、出納室を経て平成22年4月より、町長公室長、政策企画課長、産業課長、総務課長を歴任され、令和2年3月の定年退職後から現在まで、本町の再任用職員として建設課に勤務されており、行政経験が豊富で優れた人材でございます。

また、人格は高潔で、本町に対して多大な貢献をされておられます。

今後につきましても、長年の行政運営で培われた堅実な手腕をもって行政運営に取り組んで頂ける方でございますので、多度津町副町長として適任と判断したものでございます。

なお、任期は地方自治法第163条の規定に基づきまして、令和4年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

よろしくご同意賜りますよう、お願いを申し上げて、提案説明とさせていただきます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第21号についてを採決致します。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決定致しました。

ただ今、決定されましたことにより退任されます 秋山 副町長 が議場におられます。

この際でありますので、秋山 副町長のご挨拶を受けたいと思いますので、よろしくお願い致します。秋山 副町長。

秋山 副町長 挨拶

議長(村井 勉)

秋山 副町長 有難うございました。身体に気を付けて頑張ってください。

日程第23. 請願第1号、香川県に「主要農作物種子条例制定を求める意見書」の提出を求める請願を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、請願第1号についてを採決致します。

請願第1号に対する委員長報告は、継続審査です。

本案は委員長報告のとおり、継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は継続審査とすることに決定致しました。

日程第24. 請願第2号、国立病院の機能強化を求める請願書を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、請願第2号についてを採決致します。

請願第2号に対する委員長報告は、採択です。

本案は原案のとおり、採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、採択することに決定致しました。

意見書案が1件提出されました。意見書案を配布しますので、しばらくお待ち下さい。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

古川 幸義 君。

議員 (古川 幸義)

10番、古川 幸義でございます。

まず、意見書案が提出される前に、ここで日程第22の多度津町副町長の選任が議会の議決によって決定されましたので、副町長のご挨拶はありましたが、今回新任の副町長がこの場に入場して、本来は所信の表明とか意思をするのが当然だと思うんですが、いかがでしょうか。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

暫時、休憩致します。

再開を10時30分に致します。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時30分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続いて、会議を再開致します。

先ほど 古川 議員の要望で新副町長がご挨拶できるそうなので、新副町長、
まだですけど 岡部 登 君。

岡部 新副町長 挨拶

議長（村井 勉）

有難うございました。

意見書案第1号、国立病院の機能強化を求める意見書（案）の提出について日程第26として追加し、さらに順序を変更して、直ちに議題と致したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号を日程に追加し、日程第26とし、さらに順序を変更して、直ちに議題とすることに決定致しました。

日程第26、意見書案第1号、国立病院の機能強化を求める意見書（案）の提出についての件を議題と致します。

案文は、お手元に配付のとおりであります。

よって、提案者の説明は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

これより、質疑を開始致します。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、意見書案第1号についてを採決致します。

本案は、原案を可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

日程第25. 閉会中の継続調査についてを議題と致します。

なお、タブレットに掲載しておりますので、よろしくお願い致します。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

小川 保 君。

議員(小川 保)

9番、小川 保でございます。

動議を提出したいと思います。よろしくお願い致します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ただいま、小川 保 君から、発議案第1号、抗議文の提出についての動議が提出されました。

この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。

発議案第1号、抗議文の提出についてを日程第27として追加し、直ちに議題と致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、発議案第1号を日程に追加し、日程第27とし、直ちに議題とすることに決定致しました。

案文を配付しますので、しばらくお待ち下さい。

発議案第1号、抗議文（案）を配布

議長（村井 勉）

日程第27. 発議案第1号、抗議文（案）の提出についての件を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。小川 保 君。

議員（小川 保）

9番、小川 保でございます。

発議案第1号として抗議文の提出について多度津町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり、抗議文（案）を提出する。令和4年3月18日、多度津町議会議長 村井 勉 殿。

2022年2月24日、ロシアがウクライナを侵攻しました。今、ロシアの軍事行動はエスカレートし、ウクライナ全土に無差別の砲撃が始まりました。そして、これまでの作戦では目立たずにいたロシア空軍が壊滅的な空爆を開始し、主要インフラのみならず、市民の生命・財産を破壊しております。

これは正しく侵略と言わざるを得ません。こういった事態を受け、多度津町議会は、ロシア連邦大統領ウラジーミル・ウラジーミロヴィチ・プーチンに対し「抗議文」を送達し、直ちに攻撃を停止しウクライナ領土からロシア軍を完全に撤収することを強く求めます。

本議案の「抗議文（案）」は次のとおりでございます。

今、皆様のお手元に配布させて頂いております「抗議文（案）」でございます。

朗読致します。

ロシア連邦大統領、ウラジーミル・ウラジーミロヴィチ・プーチン殿。

我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、2月24日、あなたがウクライナへの本格的な軍事侵攻を開始したとの情報に接しました。今や、侵攻は侵略と化し、民間人を含め、多数の犠牲者を出し続けている様子が、連日報道されています。

武力によるあなたの侵略は、独立国家であるウクライナの主権及び領土の一体性を侵害する明白な国際法・国連憲章違反であり、世界の安全保障と国際秩序を著しく脅かすこの暴挙を、私共は断じて容認できません。

いかなる国であろうとも、力による一方的な現状変更は断じて認められるものではありません。

ここに、あなたに対し、ウクライナへの侵略を強く抗議するとともに、国際法を遵守し、即時に攻撃を停止し、ウクライナ領土から軍を完全に撤収することを強く求める。2022年3月18日。

以上を本議会において議決頂けますよう、ご提案申し上げます。以上です。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、発議案第1号についてを採決致します。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了致しました。

これにて、令和4年第1回定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

お疲れさまでした。

閉 会 午前10時41分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和4年3月18日
第1回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記